

第32回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年1月24日（金）

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時22分

第32回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第169号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第170号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第171号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第172号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第173号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第160号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第161号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第162号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第163号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第164号 農業用施設用地に供する届出について

報告第165号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		5 番	川 鍋 優 君
7 番	高 橋 眞 一 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		13 番	宮 城 与 四 郎 君
14 番	野 口 和 幸 君		15 番	籠 宮 信 寿 君
16 番	坂 卷 泰 子 君		17 番	早 野 公 夫 君
18 番	奈 良 晴 夫 君			

欠席委員 2名

6 番	柴 崎 行 雄 君	12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
-----	-----------	------	-------------

推進委員

久喜 6	石 井 幸 宏 君	菖蒲 10	石 井 松 江 君
鷺宮 6	野 本 謙 一 君		

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	松 田 知 也	主 事	横 山 玲 央

農業振興課

係 長 中 村 篤

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第32回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、6番、柴崎委員、12番、坂巻委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。16番、坂巻泰子委員、17番、早野委員、お願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、1月15日、埼玉県春日部農林振興センター主催による農地関係事務処理要領等の改正に係る説明会がウェブにおいて開催され、松崎主任、横山主事が出席いたしました。説明会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、1月20日、埼玉県農業委員会職員事務研究会主催による農業委員会サポートシステム操作研修会がさいたま共済会館において開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第168号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号241310、譲受人、譲渡人ともに白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田2筆、合計1,052平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を123アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242320、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑5筆、合計2,141平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を208アール耕作しており、取得後につきましては梨の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号243307、譲受人は小右衛門在住の方、譲渡人は栗橋在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗橋地内の田1筆、1,150平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を299アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。1月18日に、野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号241310番、申請地は資料1番、圏央道北青柳地区から北に約300メートルほどの田園地帯に位置しております。農地の状況は、田、また畑で、畑には梅の木が5本ほど栽培されておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作されるものと思われま。

以上、1案件については、申請書及び現地の状況から、許可相当と思われま。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。1月18日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242320番、申請地は小林小学校より北に1キロほどの集落内に位置しております。農地の状況は、畑で耕してありました。取得後は、梨の栽培とのことです。申請者、世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕すと思われま。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。1月18日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号243307、総会資料3でございます。申請地は、国道4号線とJR東北新幹線交差するボートピア栗橋辺りから南西方向に300メートルの小右衛門集落地内でございます。周囲は農地に囲まれており、西側には大堀排水路と市道に面し、現状は田んぼで既に二番耕をされている状態でございました。譲受人につきましては、申請地付近の農地も保有され水稲や野菜などの栽培をされている経験豊富な方でございますので、取得後も適正に管理されると思われま。申請内容及び農機具の保有状況などから、許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

○2番（岸田一男君） 事務局に聞きたいのですが、県の農林公社が土地を渡しますと書いてあるのですけれども、農林公社まだ持っているところあるのですか、ほかにも。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主任（松田知也君） 確認を取らないと確実なことは言えないのですけれども、持っていないということで認識はしています。

○2番（岸田一男君） 持っていないのね、分かりました。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） そうだと思います。今は売主から依頼されたのを買って、あっせんして買主見つけてという形でないと買わないと思います。

○2番（岸田一男君） これは買ったのですか。

○会長（長谷川 勲君） 売主と買主の間の仲介になったということだと思います。

○2番（岸田一男君） そうですか。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案169号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第169号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第169号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページ、申請書番号241406、申請者は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、64平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から農家住宅への進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田でございます。1月18日、野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号241406番です。申請地は、資料4番、県道久喜・騎西線で本村集会所より南に約800メートルの集落に位置しております。周囲は、北側が住宅、東側は畑、南側は市道、西側は市道となっております。追認案件であることから、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

ただいまの杉田委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第169号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第170号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第170号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第170号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号241510、譲受人は宮代町に本社を置き、自動車修理業などを行っている法人となります。譲渡人は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑2筆、合計944平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自動車修理工場のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の300メートル以内に久喜インターチェンジがあることから、第3種農地と判断しております。譲受人は市外にて自動車修理工場を経営しておりますが、仕事の受注も増え、現在の場所では狭くなったことから、今回新たに自動車修理工場を建築しようと計画し、土地を探していたところ、県道からも近い当該申請地の所有者から了承を得られたことから、自動車修理工場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号241511、譲受人は栃木県大田原市在住の方、譲渡人は古久喜在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計591平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転及び使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在県外の賃貸住宅にて妻と子供と共に生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に隣接している当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号241512、譲受人は蓮田市に事務所を置く不動産事業等を行っている法人となります。譲渡人は、上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑2筆、合計272平米でございます。申請の内容につきましては、貸借権設定によります資材置場設置に係る敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、当該申請地の隣地に資材置場があり活用しているところですが、今後も住宅の造成工事やリフォーム工事が予定されていて、資材を長期間ストックしておく必要があり、また車両等の転回や積み下ろしが容易にできるよう、現在の資材置場の近くに新たな資材置場を設置することを計画し、適地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242510、譲受人は菖蒲町新堀に事務所を置く農業種苗の生産等を行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑3筆、合計2,203平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農業用施設建築に係る敷地拡張のための宅地へ

の転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、当該申請地の隣地に事務所を置き、種子の保管のために温度管理ができる他社の倉庫を借り受けておりましたが、場所が離れているため管理を思うようにできないことが課題でした。そこで、今後今まで以上の高い品質を維持することができるよう、事務所の近くに温度調節のできる倉庫を建築することを計画し、今回新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号244510、譲受人は東京都千代田区在住の方、譲渡人は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、1,004平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、内科医院を開業し、開業当初は、用意していた駐車場で足りていたのですが、現在では足りず、路上に駐車場待ちの列をつくってしまう状況です。そのため、今回新たな駐車場を用地を探していたところ、当該敷地の所有者から了承を得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。1月18日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請書番号241510番、申請地は、資料5番、東北道の久喜インターから東南に約600メートルの集落に位置しております。周囲は、北側が宅地、南側は市道、東側も市道、西側は畑となっております。被害防除については、周囲にブロック3段積みのメッシュフェンスを設置し、雨水は宅地内に浸透し、オーバーフローのみを道路側溝に接続することになっているため、被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号241511です。申請地は、資料6番、野久喜集会所から南東に約800メートルの集落内に位置しております。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が市道及び住宅、西側が畑となっております。被害防除については、周囲はコンクリートブロックの5段積み設置して、排水については合併浄化槽による処理をするため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号241512番です。申請地は、資料7番、物流倉庫から北東に約200メートルの集落に位置しております。周囲は、2か所分散しております。県道久喜・騎西線は北側が県道、東側が畑、南側も畑、西側も畑となっております。また、物流倉庫側のほうにつきましては、南側、西側が駐車場、北側が畑、東側が住宅となっております。被害防除につきましては、周囲はコンクリートブロック積みをする

ことから、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。同じく1月18日、高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号が242510、資料8を見てください。申請地は、申請者である法人の敷地のすぐ隣の集落内に位置しております。周囲は、北側がビニールハウス、東側が宅地、南側が宅地、西側が市道を挟んで宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については、合併浄

化槽を設置し、申請地西側の道路側溝に接続する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件については申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断しました。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。1月18日に現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

申請書番号244510、総会資料9でございます。地図上は、左側のほうにさいたま・栗橋線がありまして、そこから東鷲宮のほうに抜けるアンダーパスのところが桜田3丁目という左上のほうでございます。右が住宅街、そこから約200メートル南のほうに位置し、東鷲宮駅から七、八分ほどの住宅街でございます。申請地でございますが、東に市道、南に住宅、西に幅の狭い用水路、北に住宅と奥のほうに一部畑がありました。現状は枯れ草が繁茂している状況でございます。今回の申請は駐車場でございますが、被害防除としましては、3段積みのブロック対応と、また雨水については敷地内浸透によるものとしておりますことから、隣接農地への被害はないものと思われま

申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第170号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第171号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第171号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第171号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の13ページ、今月計画変更が1件提出されております。

申請書番号、799、土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、589平米でございます。こちらの対象地につきましては、平成29年6月に、事業目的を福祉施設建築とした農地法第5条の許可を受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に福祉施設を建築する予定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に福祉施設を建てないまま現在に至っているとのことでございます。そのため、申請地の現況は現在も農地となっておりますが、今回同じ事業計画者が駐車場設置に計画変更する申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断して

いるものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第171号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第172号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第172号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜70番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第172号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ページ、16ページとなります。今月、久喜70番を除いて7件の申出を受けておまして、うち新規案件2件でございます。それでは、久喜70番を除いて、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、15ページ、申請書番号、久喜65番、利用権を設定する農地が、樋ノ口地内の田6筆、合計1,724平米でございます。借手は樋ノ口在住の方、貸手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲81番、利用権を設定する農地は、菖蒲町上栢間地内の田3筆、畑2筆、合計3,143平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稲作付3年間ほか、賃借料は1万円ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、久喜70番を除き、新規、再設定合わせて21筆、2万1,141平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、久喜65番の借手につきましては、久喜6地区の石井幸宏推進委員よりお願いします。

○久喜6（石井幸宏君） 報告いたします。

今回利用権を設定する借手の方は、樋ノ口にお住まいの方で、水稲を60アール作付しております。良好に管理されており、地域との関係も良好で、営農活動をされています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲81番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員よりお願いします。

○菖蒲10（石井松江君） 今回利用権の設定の方は、上栢間地区にお住まいの方で、合計480アールを耕作しております。新規の中心の担い手となって営農活動を良好にしております。所有トラクター2台、もみすり機1台、乾燥機、田植機、コンバイン、トラクターなど所有しております。順調に耕作されております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で、新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜70番を除き、議案第172号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、久喜70番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、岸田委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔2番 岸田一男君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、15ページ、申請書番号、久喜70番、利用権を設定を受ける農地が北青柳地内の田2筆、合計485平米でございます。借手、貸手ともに北青柳在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稻作付10年間、賃借料は玄米30キログラムを予定しているものでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の農業委員より経営状況について報告いただきたいと思います。

久喜70番の借手につきましては、川鍋委員よりお願いします。

○5番（川鍋 優君） 5番、川鍋です。今回の利用権を設定する借手の方は、北青柳にお住まいの方で、借手の方はご家族で農業経営をしております。水稻150アールということですが、麦とか、あるいは大豆等も耕作しております、地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をしておられる方でございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） どうもありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜70番について、原案に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

岸田委員の入室を認めます。

〔2番 岸田一男君着席〕

◎議案第173号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第173号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。事務局に説明を求めます。

なお、久喜30番については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第173号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書18ページから20ページまで、初めに18ページ、久喜29番、設定を受ける農地が下清久地内の田11筆、合計9,936平米でございまして、下清久在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、19ページ、久喜31番、設定を受ける農地が六万部地内の畑1筆、田1筆、合計1,705平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、普通畑利用ほか6年間となっております。

続きまして、久喜32番、設定を受ける農地が除堀地内の畑1筆、1,008平米でございまして、除堀在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。

続きまして、久喜33番、設定を受ける農地が上清久地内の田3筆、合計1,601平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲9番、設定を受ける農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑3筆、合計1,142平米でございます。借手の方が東京都中央区に事務所を置く法人、設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、19ページ、20ページ、栗橋6番、設定を受ける農地が北広島地内の田12筆、合計3,122平米でございまして、北広島在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、鷺宮の3番、設定を受ける農地が鷺宮地内の畑2筆、合計3,533平米でございます。借手の方は高柳に事務所を置く特定非営利活動法人です。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり2,831円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から久喜30番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

久喜30番を除き、議案第173号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、久喜30番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、渡邊委員におかれましては暫時ご退席願います。

[9 番 渡邊敏男君退席]

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、18ページ、19ページ、久喜の30番、設定を受ける農地が江面地内の田6筆、合計2,656平米でございまして、菖蒲町台在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜30番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

[賛成者挙手（全員）]

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

渡邊委員の入室を認めます。

[9 番 渡邊敏男君着席]

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、22ページ、農地法第4条の届出でございます。今月2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、24ページから26ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月6件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、28ページから30ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月5件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、32ページから34ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は9件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、36ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しております。

続きまして、38ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は2件ありまして、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会と新規計画案に係る意見を聞くための意見照会がありました。

それでは、まず1点目、農業経営改善計画の認定に関する意見照会について、事務局から照会事項等について内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、こちらについては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たり、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。

菖蒲町菖蒲在住の方で、現在の作付面積が約80アールで、今後農地を借入れするなどして500アールまで拡大する計画となっております。目標とする営農類型が稲作の単一経営でございます。今後借入れをするなどして耕作面積を増やし、また代表を務める法人の自社ブランドのお米をSNSやホームページ等で発信することでブランド化をし、価値を高めることを目標としております。長年父親の営農補助をし、令和3年から主体的に営農を開始、年齢も若く、自社ブランド米を立ち上げ、地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

続きまして、地域計画案に係る意見について、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 先日、総会資料と共にお配りさせていただきました地域計画（案）に係る意見についてと書かれているものを御覧いただきたいと存じます。こちらは、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末までに地域計画を策定することが求められており、計画を策定するに当たり関係機関の意見を聞かなければならないとの規定があるため、このたび農業委員会に対して意見照会があったものでございます。

内容等につきまして、本日農業振興課担当より説明させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○農業振興係長（中村 篤君） 改めまして、こんにちは。農業振興係の中村と申します。本日はよろしくお願いたします。

地域計画につきましては、今年度8月から11月にかけて全12地区それぞれ2回の協議の場を開催し、地域の農業者をはじめ農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、農業委員会事務局、農業振興課、JA、春日部農林振興センター、農林公社など、地域農業の様々な関係者で話し合いを行ってまいりました。

このたび、これまでの協議内容を反映して、地域計画（案）を作成いたしましたので、農業委員の皆様には資料が膨大になるということで、事前にご送付させていただきました。そのため、お渡ししました地域計画（案）を確認いただき、ご意見がある場合には意見書をご提出いただくよう案内を行ったところでございますので、この場での各地区の詳細な説明は割愛させていただきたいと存じます。

なお、この地域計画案でございますが、農業委員会をはじめ現在各関係団体から、同様に意見聴取を行っているところでございます。その後2週間の公告、縦覧を経て、3月末までに地域計画の公告を行う流れとなっております。国のマニュアルにも示されていますとおり、今回策定する地域計画は作成したことで終わりではなく、次年度以降も話し合いを継続的に行い、計画の実行に結びつけることこそが必要であると考えております。次年度に向けても、どうぞ引き続きお願いいたしまして、ご説明とさせていただきます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、地域計画（案）に係る意見についてでございますが、原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって意見なしとして決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時22分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年1月24日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 坂 卷 泰 子

署 名 委 員 早 野 公 夫